

## 令和2年 第8回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和2年9月25日(金) 15時00分から15時45分
2. 開催場所 : J A南彩宮代支店 2階会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	—
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

### 4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第22号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第23号	農業経営基盤強化促進事業について
日程第4	議案第24号	農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について
日程第5		報告事項

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	井上 正己
	事務局次長兼産業観光課副課長	菅原 隆行
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

## 6. 会議の概要

### ◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒や換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は13名、欠席委員は1名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和2年第8回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「■番■■■■委員」と「■番■■■■委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は4件案件がございますので、1件ずつご審議いただきます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の畑1筆で面積は425㎡でございます。譲受人、譲渡人ともに■■■■■にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は■■■■■のアパートにて■■■■■で生活しておりますが、子供の成長とともに手狭となってきたことから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは令和2年2月に除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■の北東側に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。南西側に隣接農地が1筆ございますが、所有者から同意はいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設コンクリートブロック2段の内積みを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、南東側町道の新設の道路埋設管へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第3種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、内積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題ございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■■委員)

■番■■■です。事務局と現地確認をしてきましたが特に問題はございません。ご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■■委員)

■番地区担当の■■■です。場所的な問題などは特にないと思います。それと図面右側の法定外道路に当たっている部分は4メートルにするためのセットバックがあり、以前同じ道路で申請があった時はセットバックしてなかったと思うんですがそれでも都市計画のほうで許可が出ていたんですけど、今回は都市計画のほうで指示があったということですよね、町の許可の仕方が少し不思議だったもので。

(事務局)

図面右側の道路について、先ほど実際に現場で確認をしてきましたが、以前許可の出ている南側の家も実際には50センチ程度後ろに下がっており、中心からだいたい2メートルくらい下がっている場所から敷地があるような形でした。

(■番■■■委員)

ということは、あそこの位置は今後道路を拡張してもあたらないということですよ。分かりました。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■の畑1筆で面積は407㎡でございます。譲受人、譲渡人ともに■■■■にお住まいの方です。転用目

的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は■■■■のアパートにて■■■■で生活しておりますが、子供の成長とともに手狭となってきたことから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは令和2年6月に除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■の南東に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が2筆ございますが、そのうち1筆は譲渡人の所有農地で、残り1筆の所有者から同意はいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設コンクリートブロック2段3段4段の内積みを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、前面南側町道の道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、内積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題はありません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いたします。

(■番■■委員)

■番■■です。事務局と現地確認をしてきましたが特に問題はありません。ご審議の程よろしくお願いたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」といたします。続きまして3件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■の畑6筆で面積は

合計 458.1 m<sup>2</sup>でございます。譲受人、譲渡人ともに■■■■にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、■■■■の社宅アパートにて■■■■で生活しておりますが、将来子供を産み育てるには手狭となることから町内に自己用住宅の建築を希望し、今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用区域外の農地であるので、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■の北西に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が 11 筆ございますが、そのうち 7 筆は譲渡人の所有農地で、残り 4 筆の所有者から同意はいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は新設の板土留を用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、南側町道の道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第 2 種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、板土留で対応いたします。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願ひいたします。

(■番■■委員)

■番■■です。事務局と現地確認をしてきました。配水先の道路側溝が小さいので今後住宅が増えてきたときに溢れてしまうか心配ですが他には問題はございません。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

(事務局)

道路側溝へ生活排水を流す量が増えてしまうのではとのことですが、農地法の観点からしますと、付近の農地に流すということであれば別ですが、既存の道路側溝の能力的な話はあるとは思いますが、道路側溝へ流すことについてはやむを得ないのではないかと考えます。

(■番■■委員)

■番地区担当の■■です。資料などもらって検討しましたが問題は特にはないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして4件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の畑1筆で面積は301㎡でございます。譲受人は■■■■■にお住まいの方で、譲渡人は■■■■■にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は■■■■■のアパートにて■■■■■で生活しておりますが、子供の成長とともに手狭となってきたことから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用区域外の農地であるので、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■の南東、■■■■■の南西に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が3筆ございますが、そのうち1筆は譲渡人の所有農地で、残り2筆の所有者から同意はいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は既設コンクリートブロック3段ならびに新設コンクリートブロック2段の内積みを用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を設置し、前面北側町道の道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、内積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題はございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願います。

(■番■■委員)

■番■■です。事務局と現地確認をしてきましたが特に問題はございません。ご審議の程よろしく願います。

(■番■■委員)

■番地区担当の■■です。特に問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

続きまして日程第3・議案第23号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。今月は新規の案件は0件、更新の案件が1件ございます。

それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。本案件は農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の利用権設定の申出でございます。こちらにつきましては、農地法によらず、農地の利用権移動を設定するものです。それでは、資料のご用意をお願いいたします。今月は新規の案件はなく、更新の案件が1件ございます。更新の案件につきましては議案書読み上げ等省略となるため、このままご審議の程よろしくお願い致します。

(会長)

それでは更新の案件についてご審議願います。

それではこの件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それではこの件については「決定」とすることといたします。

続きまして日程第4・議案第24号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明申し上げます。除外につきましては、自己用住宅6件、敷

地拡張 1 件の合計 7 件、編入につきましては、資材置場 1 件となっております。  
それでは 1 件ずつご説明いたします。

1 件目の申出地は宮代町■■■にごございます畑 1 筆の一部で、面積は 199 m<sup>2</sup>となっております。

事業計画者は、■■■■■にお住まいの方です。転用目的は母屋の通路とするための敷地拡張です。権利の移転はございません。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申出者は■■■■■にご夫婦で農業を営みながら昭和 54 年に南東側の道路を接道として建替えた住宅にお住まいになっております。

住宅が古くなってきたため建て替えを検討したところ、前回接道として認められた道路が建築基準法外の道路として判定されました。前面の道路に接道させるため敷地拡張したく今回の申出となりました。

申出地の位置につきましては、案内図をご覧ください。農地種別につきましては、第 1 種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。新たな接道となる前面道路に 4m 接し母屋へと通ずる形となります。付近の農地は東側にご自身が所有する畑がございます。境界にはコンクリートブロックを設置する予定となります。1 件目につきましては以上となります。

2 件目の申出地は宮代町■■■にごございます畑 1 筆の一部で、面積は 407 m<sup>2</sup>となっております。事業計画者は、■■■■■にお住まいの方です。転用目的は自己用住宅です。権利の移転形態は、所有権の移転となります。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申出者は■■■■■にある妻の両親のもとに身をよせております。今年 7 月に出産を控え両親のサポートをうけられるよう今年 3 月に引っ越しました。

出産後も引き続き妻の両親宅に住むには手狭であるので申出地に家を建てたく、今回申し出に至ったとのことでした。

なお、開発許可基準の近隣市町の調整区域に親族が 20 年以上居住の要件においては、■■■■■の調整区域に昭和 51 年からお住まいとのことでしたので要件を満たしております。

申出地の位置につきましては、案内図をご覧ください。農地種別につきましては、第 2 種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。駐車場は車 3 台分のスペースが計画されております。建物の建築面積は 73.1 m<sup>2</sup>が予定されております。隣接農地との被害防除については、内積みのコンクリートブロックを設置する計画です。

生活排水につきましては、合併浄化槽を設置いたしまして、前面道路の側溝へ放流する計画となっております。現在の状況について、スクリーンをご確認ください。2件目につきましては以上となります。

3件目の申請地は宮代町■■■■■にごございます畑2筆で、面積は486㎡となっております。事業計画者は、■■■■■にお住まいの方です。転用目的は自己用住宅です。権利の移転形態は、所有権移転です。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申請者はご夫婦で■■■■■のアパートにお住まいです。将来的に子供を生み育てるため、新居を予定し、今回申出に至ったとのことです。

なお、開発許可基準の近隣市町の調整区域に親族が20年以上居住の要件においては、■■■■■の調整区域に昭和63年からお住まいとのことで要件を満たしております。

申出地の位置につきましては、案内図をご覧ください。なお、農地種別につきましては、第3種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。駐車場は車3台分のスペースが計画されております。建物の建築面積は125.86㎡が予定されています。隣地との被害防除については、内積みのコンクリートブロックを設置する計画です。生活排水につきましては、下水道へ放流する計画となっております。3件目につきましては以上となります。

4件目の申請地は宮代町■■■■■にごございます畑1筆で、面積は342㎡となっております。事業計画者は、■■■■■にお住まいの方です。転用目的は自己用住宅です。権利の移転形態は、所有権移転です。

今回申し出に至った経緯についてご説明します。申請者は■■■■■で■■■■■のアパートにお住まいです。子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、新居を予定し、今回申出に至ったとのことです。

なお、開発許可基準の近隣市町の調整区域に親族が20年以上居住の要件においては、■■■■■の調整区域に昭和61年からお住まいとのことで要件を満たしております。

申出地の位置につきましては、案内図をご覧ください。なお、農地種別につきましては、第3種農地となっております。

次に、土地利用計画図をご確認ください。駐車場は車3台分のスペースが計画されております。建物の建築面積は75.88㎡が予定されています。隣地との被害防除については、内積みのコンクリートブロックを設置する計画です。生活排水につきましては、合併浄化槽を設置いたしまして、道路側溝管へ放流す





きまして、2件目の案件について、ご意見等ございますか。

(■番■■委員)

■番■■です。もう一度地図を見せてもらえますか。計画面積の範囲はどれになりますか。今回の申出地の残りの左側の土地が半端になるかと思いますが。

(事務局)

今後、都市計画道路が通る予定があるからこのような切り方にしたのではないかと推測できます。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、3件目の案件について、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、4件目の案件について、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、5件目の案件について、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、6件目の案件について、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、7件目の案件について、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、編入の案件1件について、ご意見等ございますか。

(■番■■■委員)

■番■■■です。ひとつ聞きたいんですが、これは一旦農地に戻して自己用住宅としてまた除外申出をするということですか。

(事務局)

資材置場として以前除外認可を受けましたがその後転用には至らず、現状は違反転用状態でこれまで利用されていましたが、今回別件で申出を受ける過程で違反状態を是正させた後に編入と除外の申出を同時に受け付けました。

(■番■■■委員)

編入の申出人は農家なんですか。

(事務局)

いいえ、違います。当時の事業計画者が既にお亡くなりなの為、今回の申出はその相続人である配偶者となります。

(■番■■■委員)

編入は農地に戻すわけだから、農業をやっていない人に農地を戻すのはおかし

くないですか。

(事務局)

所有者は別の方であり、現状を農地に戻さないことには編入も除外も受け付けられません。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「認める」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

#### <全員挙手>

それでは、この件については「認める」とすることといたします。

以上の審議をもちまして、議案第24号「農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会協議会について」は、宮代町長への回答とさせていただきます。

(会長)

続きまして日程第5「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が9月10日となっております。10日までに、4条届出が1件、5条届出が1件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和2年第8回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和2年10月26日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印